

2025年度前期 大阪公立大学法曹養成研修生受入要項

2025年4月より法曹養成研修生として受入れを希望する方は、下記に記載する事項を確認の上、所定の手続を行ってください。

1. 資格

本学法学研究科法曹養成専攻の修了によって司法試験受験資格を有する者のうち、本学において、司法試験受験のため本研究科の学修支援の下で自学自習を希望する者

※2025年度の司法試験の受験資格がない者は、対象外です。

2. 受入期間

2025年4月1日（火）～2025年9月30日（火）

3. 法曹養成研修料

6か月 7,000円（※既納の研修料は還付しません。）

4. 学修支援の内容

- (1) 法曹養成研修生学習室の利用
- (2) ロッカーの貸与
- (3) 法曹養成専攻資料室の利用
- (4) 大阪公立大学杉本図書館の利用
- (5) 全学認証アカウントの利用
- (6) OMUNET Wi-Fiの利用
- (7) Microsoft Office 365の利用

※ 2024年度より、試験的に、一定の要件のもとで、研修生による授業の聴講を認めています。前期授業を聴講するためには、前期法曹養成研修生として受け入れられていることが必要です。かならず所定の手続をとってください。

5. 手続方法

法曹養成研修生として受入れを希望する方は、下記に記載する申請期間中に必要書類を提出してください。提出は、事務室の窓口を持参、もしくは郵送のいずれかの方法で行ってください。郵送する場合は、法曹養成専攻事務室宛に簡易書留郵便で送付してください。その際、封書の表に「法曹養成研修生申請書類在中」と朱書きで記載してください。なお、郵送の場合は、下記の申請期間内に必着するように手続きしてください。

(1) 申請期間

2025年2月12日（水）～2025年3月3日（月）（土日祝日を除く。）

※上記の期間を超えての申請は一切受け付けません。必ずこの期間内に申請してください。郵送の場合には上記末日必着です。

(2) 提出場所・受付時間等

場所（宛先）：法学部棟2階法曹養成専攻事務室

住所：〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

窓口受付時間：8時45分～17時00分

(3) 提出書類

【新規申請者】

大阪公立大学法曹養成研修生申請書※1

写真2枚（縦4cm×横3cm、上半身脱帽）※2

※1 申請書は本専攻の所定の様式を使用してください。申請書は法曹養成専攻事務室にて配布しますが、修了生は法曹養成専攻の修了生向け Web サイト「修了生へのお知らせ」、在學生は UNIPA からでもダウンロードが可能です。

※2 2枚のうち1枚は申請書に貼付してください（もう1枚は法曹養成研修生証に使用します。）。裏面には学籍番号と名前を記入してください。

【継続申請者】

大阪公立大学法曹養成研修生申請書※1

写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身脱帽）※2

※1 申請書は本専攻の所定の様式を使用してください。申請書は法曹養成専攻事務室にて配布しますが、法曹養成専攻の修了生向け Web サイト「修了生へのお知らせ」からでもダウンロードが可能です。

※2 法曹養成研修生証に使用しますので、申請書に貼らずに提出してください。裏面には学籍番号と名前を記入してください。

6.法曹養成研修生証の発行等

法曹養成研修生には法曹養成研修生証を発行します。また、学習室の鍵等の必要な物品を事務室にて貸与します。これらの受渡し日時については、後日改めて周知します。

7.法曹養成研修料の納入

4月1日（火）から4月11日（金）までの期間に、法曹養成研修料 7,000 円を現金にて法曹養成専攻事務室に納入してください。3月中の納入はできません。納入の際には、お釣りのないようになしてください。

8.その他

- (1) 法曹養成研修生学習室、ロッカーの利用に関しては別紙を確認してください。
- (2) 法曹養成研修生としての受入れの自動更新はありません。2025年10月1日以降も法曹養成研修生として引き続き受入れを希望する場合には、次回の受入要項に従って改めて申請書類の提出を行ってください。
- (3) 法曹養成研修生が大学の秩序を乱したときは、受入れの許可を取り消すことがあります。
- (4) 本学では、申請の過程において収集された個人情報について、法曹養成研修生の選考・受入許可・受入手続関係・統計資料作成・本学での法曹養成研修生関連業務に関して必要とされる範囲で利用します。

9.問い合わせ先

法曹養成専攻事務室

TEL : 06-6605-2301 Email : gr-kyik-afterlrs@omu.ac.jp

1. 法曹養成研修生学習室の利用について

法曹養成研修生学習室として利用できる部屋及びその利用条件は次のとおりです。
 なお、新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のための措置により、以下の学習室を例年どおり使うことができない可能性があります。

法曹養成研修生学習室		主な用途	利用条件
①	法学部棟 6 階 601、602 号室	自習用	前年度に修了した法曹養成研修生 利用可能期間は 4月1日～9月30日
A	法学部棟 6 階 611 号室 未定（決まり次第お知らせします）	演習用	
②	法学部棟 6 階 603～605 号室	自習用	法曹養成研修生一般
③	法学部棟 6 階 606 号室		
B	法学部棟 6 階 608 号室 未定（決まり次第お知らせします）	演習用	
C	法学部棟 6 階 610 号室 未定（決まり次第お知らせします）		

※使用する部屋については変更の可能性があります。

【注意事項】

- (1) 貴重品の管理はご自身で行ってください。
- (2) 2024 年度に修了した法曹養成研修生は、半年間（2025 年 9 月 30 日まで）に限り法学部棟の学習室①及び A が利用できます。同年 10 月 1 日以降も引き続き法曹養成研修生として受け入れられた場合は、部屋の移動を行っていただきます。
 なお、603～606 号室の学習室は、2024 年度に修了した法曹養成研修生も利用可能です（ただし、自習室として使用できる座席は上記表の①～③のうち 1 席のみ）。603～606 号室の利用を希望する場合は、鍵の受取りの際に事務室にその旨を申し出てください。

2. ロッカーの利用について

法学部棟 6 階 601、602 号室のロッカーは、法学部棟 1 階にあり、法学部棟 6 階 603～606 号室のロッカーは、法曹養成研修生学習室内にあります。

(趣旨)

第1条 この規程は、[大阪公立大学大学院学則第46条第2項](#)の規定に基づき、大阪公立大学大学院法学研究科(以下「本研究科」という。)法曹養成研修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 法曹養成研修生となることのできる者は、司法試験受験のために、本研究科法曹養成専攻を修了後5年以内かつ司法試験受験資格があり、大阪公立大学(以下「本学」という。)において、本研究科の学習支援の下で自学自習を希望する者でなければならない。

(手続)

第3条 法曹養成研修生を希望する者は、本学の定める期間内に所定の書類により大阪公立大学長(以下「学長」という。)に申請しなければならない。

(許可)

第4条 法曹養成研修生としての受入れは、本研究科教授会において選考のうえ、学長がこれを決定する。

(期間)

第5条 法曹養成研修生として受入れを許可する期間は、6月以内とする。

2 [前項](#)の規定に関わらず、許可期間の延長を必要とするときは、許可期限までの定める期間内に所定の書類により学長に申請しなければならない。

3 法曹養成研修生としての許可期間は、本研究科法曹養成専攻を終了後、5年を超えることができない。

(施設の利用)

第6条 法曹養成研修生には、図書館その他必要な施設の利用を認めることができる。

(法曹養成研修料)

第7条 法曹養成研修生は、受入れ期間の最初の月の理事長が指定する日までに法曹養成研修料を納めなければならない。[第5条第3項](#)の許可期間の延長の場合であっても、同様とする。

2 法曹養成研修生の法曹養成研修料の額は、6月7,000円とする。

3 既納の法曹養成研修料は還付しない。

(許可の取消し)

第8条 法曹養成研修生が本学の秩序を乱したときは、本研究科教授会の審議を経て、学長が受入れの許可を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、法曹養成研修生に関し必要な事項は、本研究科教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 [第2条](#)の規定にかかわらず、当分の間、[大阪公立大学大学院学則第46条第1項](#)の法学研究科長が特別に認める者を、大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を修了後5年以内かつ司法試験受験資格があり、本学において、本研究科の学習支援の下で自学自習を希望する者とし法曹養成研修生として受入れを許可することができる。